

□七代目常磐津小文字大夫 (天保十三・明治九)

初女小和登大夫の二代目松尾大夫 林中

南都盛園満の馬廻り紋石川清藏の長男にて天保十三年十二月二十八日
 櫻田久保出に生じ、幼名忠助と云い、三浦藩士小蔭定之助の養子となり、
 一、其東其道を嗜みし爲常磐津和登大夫の内に乃り、嘉永四年十一月に
 小和登大夫となり、向島請地より豊後大塚の許へ通い技を研く、安政六年
 九月(十八)右村屋に出勤、次を大塚内人初代松尾大夫の弟子となり、又三年
 三十一の時二代目松尾大夫となり、明治初年より三番目に芝居出勤あり
 同四年ノモ格となり、六代目小文字大夫政後は喜幸大夫喜代大夫と太夫
 を請うれば、明治十一年七月(十八)守田勘弥の同族にて法六文中の事
 常岡つゆ女(養子)となり、七代目小文字大夫を相続、其折中村屋(宗清)の
 洋瑠璃(い)の中村仲藏、其後新富屋(い)に(六)松仙(洋瑠璃)亦り同十初
 口とをのりたり、其後家内不和を生じ、明治十九年醜縁と云う常磐津林中
 と稱し、同三十二年宮吉路國大夫半中と改り、岸は仲助と共に青森
 函館、仙台地方を漫遊し、故郷盛園にて法を習ひ、同様に滞留し、
 一、(い)三十九年二月九代目同十初に招かれ、新富屋(い)に出勤、八代目小文
 字大夫と對立し、南の解と讀み、非常な好評を得、(三)法文字(兵衛)
 引續き芝居に出勤し、一、明治三十八年九月新富屋の同十初退き
 芝居に就く、大森彦七の月夜漁、翌十月明治三十九年、
 劇場去勤の終りにて明治三十九年五月六日、用度にて病歿す
 享年六十五也、(葉)鴨(回)谷(持)転(妙)行(舟)に葬す、法名、法林院
 殿華香日住大居士

○緒一家元々一、時々の所範然系譜に曰く十代目家元には左文中より、七代目
 小文字の大夫を控へ、自分と十一代目家元とを數えて、
 ○盛園の跡を承け、仲助の意を相違せしむる能はず、相違味縁のい、
 仲助のいも兄古式形と相違す、
 大世計(い) 國鬼太郎評にあり

□六代目常磐津小文字の大夫

初、八代目小文字大夫
 嘉永四年小石川に生じ、父を直田金次郎と云い、本名五五郎と云い

三代目岸次金藏の弟子となり始めは三味線弾きで小金と名乗る。後三吉と改め兩毛地方を歴遊し、文藏、武松等諸名を襲い、此が伯母に当り喜多太夫に学んで伯母と改め、始めは浪花太夫と改め、明治三十二年十一月二十八日左の文中木と人の養子とす。常岡と改姓八代目小文字太夫と稱す、其の後明治三十五年四月五十三日六代目小文字太夫と相續、更に大正十三年五月豊后大権と改め昭和五年二月十五日八十才で病没す。

○伯母小文字太夫とす、此の師範然系譜では林中の記録法を踏襲して十二代目小文字太夫と名乗る。其の後系譜を改名し、離縁されて兼太夫とす、此の四代目小文字太夫を十代目家元とし、十一代目を左六又中とす、六代目小文字太夫とし、十二代目を林中とす、七代目小文字太夫とし、十三代目を養母なる左の文中養母の女を加えて自らを十四代目家元と数えて、

□七代目常磐名津文字太夫 (一八九二)

本名常岡鏡之助とす、行司小政大夫の次男にて、八代目小文字の妻の甥に當り、常磐名津家(養子)となり、大正四年十九日小文字太夫となり、同十五年五月豊后大権改名と共に七代目小文字太夫と相續す。

昭和三年五月四日改す。 幸年五十五才

謹、 22頁

差上置一札之

一、私儀前方宮古路文字大夫と申候処、近頃南東文字大夫と相改候に付、
今月被召出片尋成候當時、宮古路と申名題多く渡世の障りに相成候に
付、宮古路より存付不計、南東と相改申候故、申上候共、南東と申儀は
当地の總名にも有之、遠慮可仕処、不心付、相改候故、奉候旨申上候
得、不尋に思召候共、此儀は申免被下候向、早々南東と申儀可
相改旨被仰付奉、早送改可申候。若違背仕候可、如何様
の曲りにも可被仰付候為、後日仍而如何件。

近喜四年卯十月二十日

本住所

洋溜璃語

家主

文字大夫

半兵衛

五人組

總右衛門

文字大夫病氣の故に錦大夫代理に致

北河奉行 馬場澄次